

「130万円の壁」の見直し

健康保険の被扶養者には、年収130万円未満という認定基準があります。被扶養者でなくなると社会保険料の負担が増えるため、多くの方が就労調整を行っています。

短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、令和5年10月20日から、人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が増えたために年収が130万円以上となる場合には、その旨の事業主の証明を添付することで、被扶養者の認定が可能となりました。

健保だより

令和5年12月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1088号
(令和5年12月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

Q&A

Q1. 妻は39歳で、パートで働いています。現在私の被扶養者ですが、パート先が人手不足で、11月にシフトが増えたため、年間収入が130万円を超える見込です。健康保険の扶養からはずさないといけませんか。



Q2. また、妻は来年2月から時給が上がり月収が108,334円(130万円÷12カ月)以上となる見込です。この場合はどうですか。

A1. 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動であると証明されれば、扶養を外れる必要はありません。配偶者の勤務先からその旨の証明書を入手し、給与見込証明書と併せて健康保険組合に提出してください。

A2. 昇給による収入増は、一時的な収入変動ではありませんので、昇給月から扶養を外す手続きが必要です。



Q3. 息子は25歳の自営業で、現在私の被扶養者です。先月売上が好調だったため、年間所得が130万円を超える見込ですが、売上の好調は一時的なものだったので、このまま健康保険の扶養は継続できますか。



A3. 今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としています。そのため、特定の事業主と雇用関係にないフリーランスや自営業の場合は対象となりません。扶養を外す手続きが必要です。



【健保ホームページのご案内】

身体や心の相談ができる「ダイワボウ健康相談室」や、マイナンバーカードの健康保険証の利用等、ご覧いただけます。

健保 HP スマホ用 QR コード

